

# 第2回福山市外国人材活躍推進協議会

2025年（令和7年）8月5日

# 在留資格と可能な在留期間

	在留期間	職種	日本語能力	家族帯同	備考
技能実習					
1号	1年	91職種168作業	－	不可	<ul style="list-style-type: none"> <li>入国前後で2か月の講習</li> </ul>
2号	2年		－	不可	
3号	2年	アルミニウム圧延・押出製造品製造、ゴム製品製造等の一部職種を除く	－	不可	<ul style="list-style-type: none"> <li>優良な実習実施者及び監理団体のみ可能</li> <li>実習先の変更可能</li> </ul>
(介護の要件)	最長5年	介護	第1号：N4程度 第2号：N3程度	不可	
特定技能					
1号	5年を上限	16分野（介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲料品製造業、外食業、林業、木材産業）	A2相当 (JLPTのN4等)	不可	
2号	最長3年（在留期間の更新回数の上限なし）	1号16分野のうち介護を除く	B1相当 (JLPTのN3等)	可能	
技能・人文知識・国際業務	最長5年（在留期間の更新回数の上限なし）	従事しようとする業務に必要な技術又は知識に関連する科目を専攻して卒業していることなどの制限あり	－	可能	
育成就労	3年	特定技能制度と原則一致 ※育成就労産業分野は現時点で未公表	就労開始前：A1相当（相当講習可） 修了時点：A2相当（JLPTのN4等）	不可	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の条件下で転籍可能</li> </ul>

# 企業アンケート・ヒアリング

## アンケート

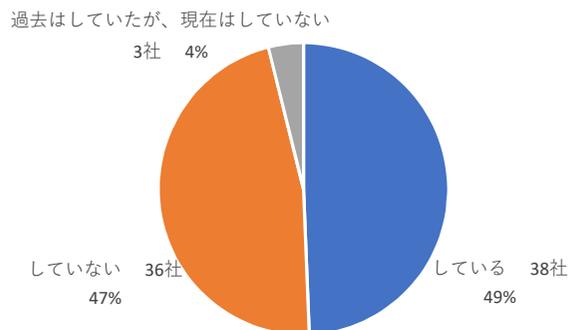
調査期間：2025年5月23日～2025年6月30日

対象：福山市内の企業

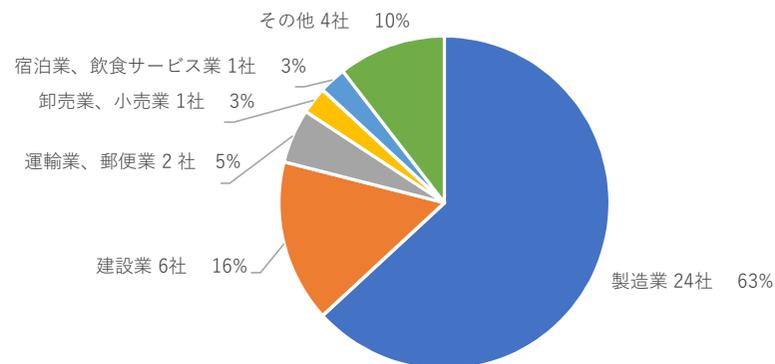
回答数：77社

回答方法：アンケートフォームで回答

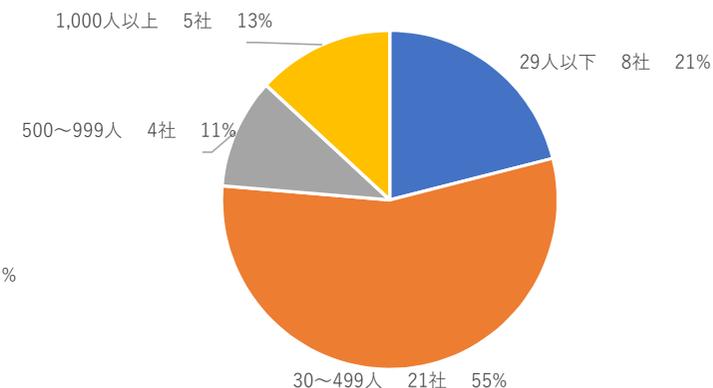
### 外国人雇用の状況



### 業種（外国人雇用している企業）



### 従業員数（外国人雇用している企業）



## ヒアリング

実施期間：2025年7月11日～2025年7月22日

対象：福山市内で外国人雇用している企業6社  
福山市内の監理団体1団体

# 企業アンケート、企業・監理団体へのヒアリングから見える現状・課題

## 在留資格について

### アンケート

#### 雇用している人材の在留資格

	(企業数)
技能実習	23
特定技能	10
技術・人文知識・国際業務	14
その他	14

#### 今後増やしたい在留資格（採用予定あり）

	(企業数)
技能実習	9
特定技能（技術・技師含む）	9
技術・人文知識・国際業務	8
永住権	3
その他	4

#### 増やしたい理由

##### 技能実習

- 現在の実習生が活躍している
- 人材確保

##### 特定技能

- ある程度の技術がある
- 今後の幹部候補生として検討したい
- 技能実習生の管理のための人材

##### 技術・人文知識・国際業務

- 雇用や労働条件において会社の負担が少ない
- 日本語能力、職務能力が優れている
- 技能実習生の管理のための人材

##### 永住権

- 期限がないため

### ヒアリング

#### 求める理想（就労期間）

企業の多くは、特定技能や技術・人文知識・国際業務などの在留資格で、できるだけ長く働いてほしいと考えている。

# 企業アンケート、企業・監理団体へのヒアリングから見える現状・課題

## 日本語能力について

### アンケート

外国人材を雇用している38社のうち

外国人向け日本語教育の必要性 (企業数)

感じている	25
感じていない	10
未回答	3

外国人材の日本語教育の実施有無 (企業数)

実施あり	13
実施なし	24
未回答	1

### 実施していない理由

- 研修の時間がない
- 日本語教育が無くても就業可能
- ニーズがない
- 対応部署の整備が間に合っていない

### ヒアリング

#### 現状 (日本語能力)

- 日本語能力は在留資格や業種により程度が異なる
- すでにN4に合格しているため、簡単な仕事の指示はわかる程度の日本語能力がある (技能実習 介護)
- あいさつ+αが話せる程度 (技能実習 製造業)
- ある程度の日本語能力がある (特定技能)
- N3以上。会話は問題なくできるが、漢字の習得が困難 (技術・人文知識・国際業務)

#### 【日本語能力に関する要件】

##### ※技能実習 (介護) に関する要件

第1号技能実習：日本語能力試験のN4に合格している者

第2号技能実習：日本語能力試験のN3に合格している者

##### ※特定技能

特定技能1号：日本語教育の参照枠A2相当 (JLPTのN4等) 以上

特定技能2号：日本語教育の参照枠B1相当 (JLPTのN3等) 以上

#### 求める理想 (日本語能力)

- N4レベル
- 安全に関する言葉がわかるくらい
- 在留に必要な日本語試験を突破できるくらい

#### 企業アンケートより

求める日本語能力

N1	5社
N2	6社
N3	11社
N4	5社
未回答	12社

## 外国人材受け入れの課題（生活について）

アンケート

外国人材に係る課題

### 採用意向「あり」と回答した企業の回答



ヒアリング

### 現状（生活について）

- 住居の確保が困難（賃貸が借りにくい）
- 生活習慣等の違い（独特な香りの香辛料、声のトーンの違いなど）
- 文化、ルールの違い（交通ルール、マナーなど）

### 対応事例

- 定期的に監理団体が住居を確認し、必要に応じて企業から技能実習生に教育を行うなど、監理団体との連携
- 留学生のアルバイトについては、会社から指導するとともに学校と連携した教育を実施
- 受入れ前に受け入れ側の従業員へ文化や宗教などについて研修を実施

# 介護保険事業所・施設アンケート調査から見える現状・課題

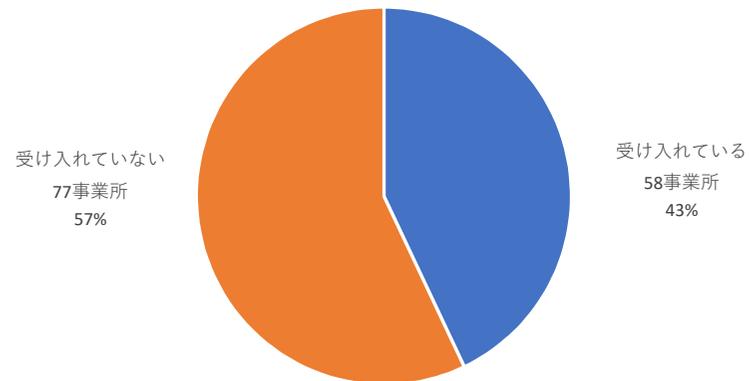
## アンケート

調査期間：2024年5月16日～2024年5月31日

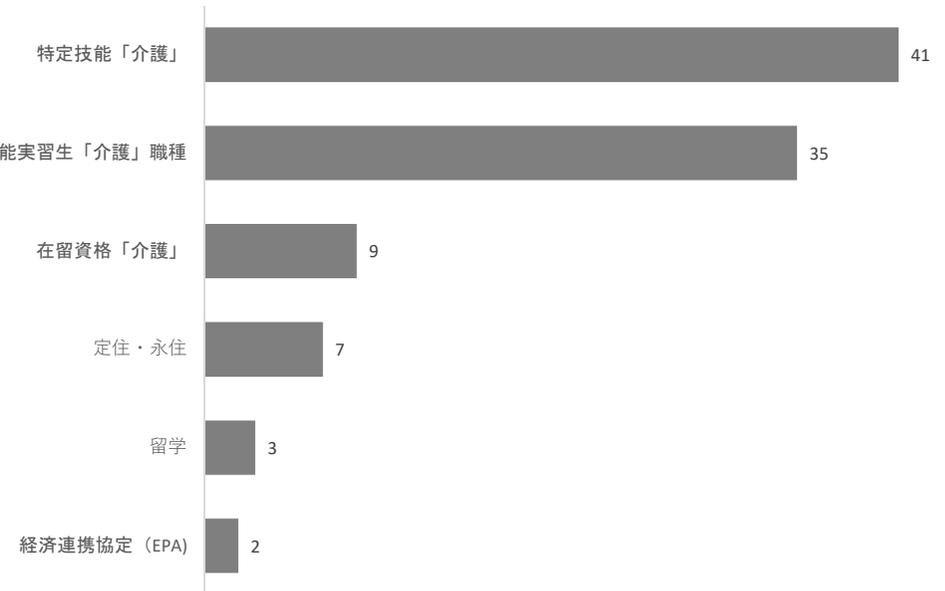
対象：市内に所在する入所系・居住系の事業所・施設 272事業所

回答数：135事業所

### 外国人材を受け入れている事業所

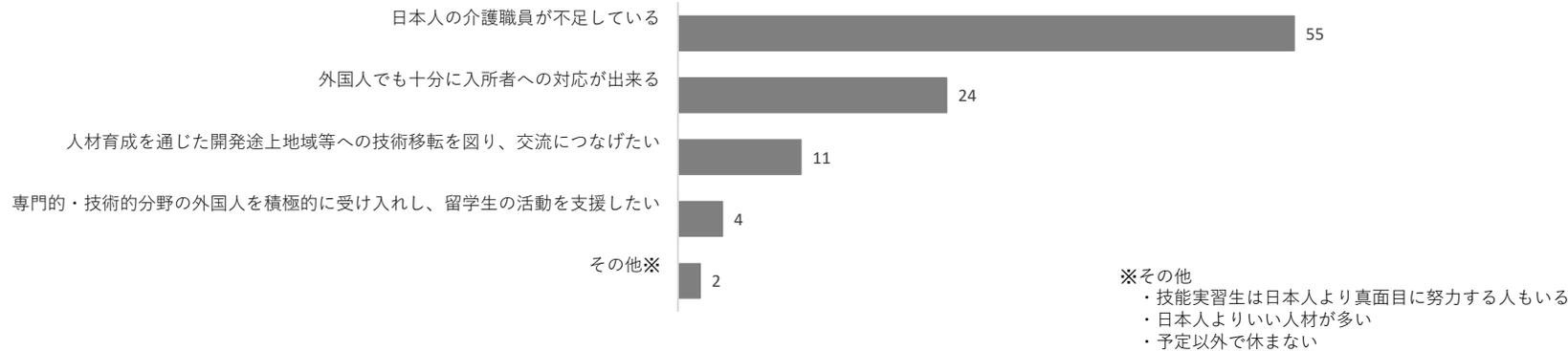


### 「受け入れている」事業所の受け入れ制度別割合（複数回答）

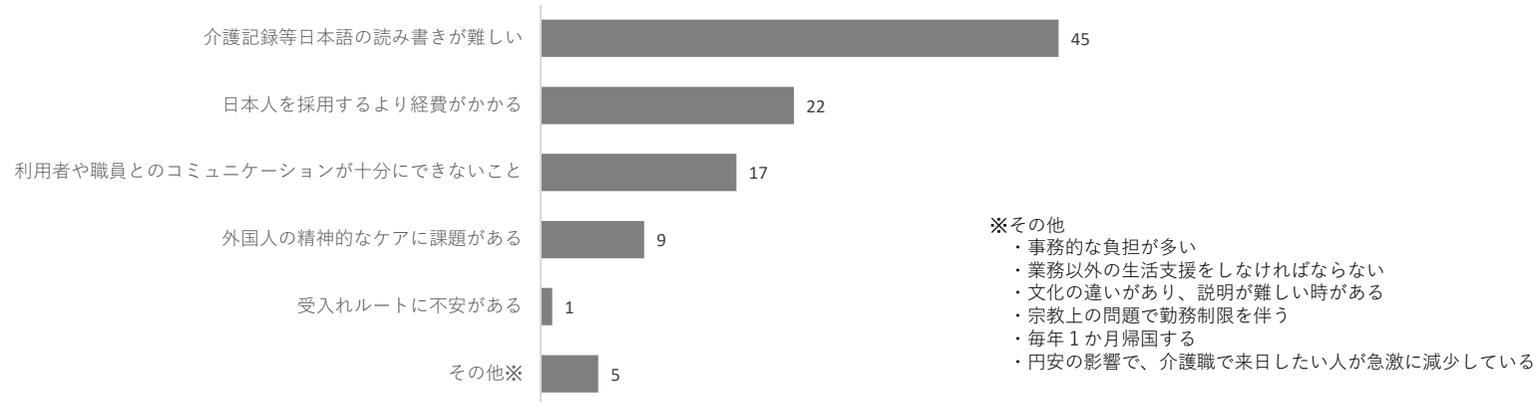


# 介護保険事業所・施設アンケート調査から見える現状・課題

## 外国人材の受け入れ理由（複数回答）



## 外国人材を受け入れるに当たっての課題（複数回答）



## その他意見

- ・ 特定技能は転職が自由なので、日本に来るために介護職を選択しているが、1年を過ぎると他業種の転職や都会へ移住する傾向がある。
- ・ 日本人と変わらず働いてくれるので助かっているが、いつか帰国してしまう。
- ・ 日本人の職員よりも利用者に対する気持ちや大切に思うところが優れていると思う。
- ・ 外国人労働者にとって嫌なことや困りごとを受け止めてもらう相手がいない場合、事業者がその役割を担うのは負担であり、外国人雇用に消極的になる。

# 留学生支援団体へのヒアリングから見える現状・課題

## 留学生

### 留学生進学・就職先調査（2022年度卒業・修了者）

	進学・就職先	進学・就職者数	うち備後圏内
進学	日本国内の大学・大学院	10	4
	日本国内の短大・専門学校	140	105
就職	日本国内の企業等	174	70
	その他（進学・就職以外、帰国、不明等）	158	-

## ヒアリング

### 留学生の現状について

- 福山には留学生が多い（福山市の外国人のうち14.3%、1,751人）  
※近隣中核市の松山市の留学生数605人（2025年4月1日時点）

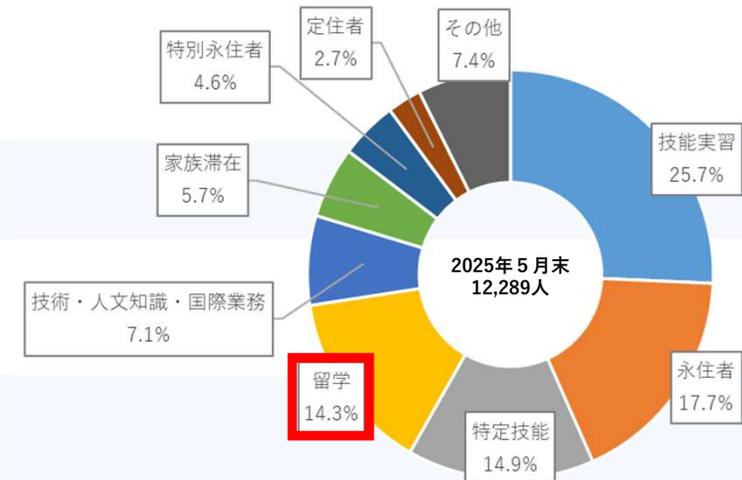
### 就職について

- アルバイトから就職するケースがある
- 就職して成長したい、活躍したいと考える留学生が多い
- 留学生が福山の企業を知らない
- 外国人の受け入れを検討している企業が少ない

### アルバイトについて

- コロナ前は飲食店でアルバイトをする場合が多かったが、コロナ禍で飲食店のアルバイトが減少。
- 仕事を教えられる外国人留学生の先輩がいないため、入国後間もない留学生のアルバイト受け入れ先が少ない。

在留資格別外国人割合（福山市）



# 市民税に関する現状・課題

## 個人住民税について

個人住民税は前年中に一定の所得がある人に、その年の1月1日（賦課期日）に居住する市町村で課税される税金で、その年の途中で転出（出国）しても税額は納めなければならない。

### 【特別徴収】

事業主が納税義務者に代わり、毎月の給与から税額を差し引き、福山市へ納入する  
6月から翌年5月までの12か月で徴収

### 【普通徴収】

年4回の納期に分けて、納付書等により納税義務者本人が納付する

## 個人住民税の状況

- 外国人の市県民税の収納率は低い傾向にある
- 出国すると未納となり、滞納整理が困難となる
- 特別徴収している場合、退職時に事業所での一括徴収を依頼（一括徴収しない場合は普通徴収となる）
- 新年度分賦課期日（1月1日）から納税通知書発送日（6月）までの期間に出国する場合、予納や納税管理人の設定がされない場合は本人への通知ができない

## 滞納とならないために事業所への依頼事項

### 退職時の一括徴収

現年度の未徴収税額の一括徴収

6月～12月の出国

可能な限り最後の給与から一括徴収

1月～5月に出国

一括徴収（地方税法による義務）

### 予納

納税通知書が送付される前に納付する制度

「予納申出書」と前年中の所得等の状況が確認できる書類を提出し、計算した税額を予め徴収して納付する

### 納税管理人の設定

市内に住所を有していない納税義務者が、納税に関する事務処理を納税管理人に委任するもの

出国までに「納税管理人申告書（又は申請書）」を提出